

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）  
（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に  
関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための  
合議制の機関を置くことができる。

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）  
（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

十四 行政機関の機構、定員及び運営に関する企画及び立案並びに調整に關すること。  
十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（独  
立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に關する審査を行うこと。

十八 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。  
十九 第十七号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に關連  
して、次に掲げる業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人の業務（第十七号の規定による評価に關連する場合に限る。）

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国  
からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務  
ニ からの委任又は補助に係る業務

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）  
（企画調整課の所掌事務）

第三十七条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行政管理局の所掌事務に關する総合的な政策の企画及び立案並びにその実施の調整に關すること。

二 前号に掲げるもののほか、行政管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行政評価局の所掌事務に關する総合的な政策の企画及び立案に關すること。

二 行政評価局の所掌事務に關する総合的な政策の企画及び立案に關すること。  
三 政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務（政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会に係るものを除く。）に關  
すること。

四 前三号に掲げるもののほか、行政評価局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

○厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）

第十四条（年金局の所掌事務）

一 政府が管掌する厚生年金事業にかさざる。

二 政府が管掌する国民年金事業に関する事。

三 厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関する事。

四 確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業に関する事。

五 年金制度の調整に関する事。

六 社会保険労務士に関する事（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第二第二号1に規定する社会

七 保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。

八 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する事（健康保険法（大正十一年法律第七十号

九）全国健康保険協会が管掌する健康保険事業及び船員保険の事業に関する事（健康保険法（大正十一年法律第七十号

十）厚生労働大臣が行う業務に関する部分に限る。）。

十一 日本年金機構の組織及び運営一般に関する事。

十二 年金積立金管理運用独立行政法人の行う業務及び独立行政法人福祉医療機構の行う業務（独立行政法人福祉医療機構

十三）並びにこれらに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務に限る。）に関する事。

十四 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

十五 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

十六 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

十七 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

十八 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

十九 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

二十 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

二十一 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

二十二 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

二十三 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

二十四 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

二十五 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

二十六 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

二十七 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

二十八 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

二十九 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

三十 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

三十一 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

三十二 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

三十三 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

三十四 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

三十五 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

三十六 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

三十七 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

三十八 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

三十九 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

四十 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

四十一 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。

四十二 年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事。